

## 船舶事故調査報告書

平成29年3月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年7月23日 11時50分ごろ
発生場所	福井県敦賀市敦賀港第2区 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位338° 1.7海里付近 (概位 北緯35° 41.4′ 東経136° 02.7′)
事故の概要	プレジャーボート正篠は、北東進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年10月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 正篠、5トン未満（長さ9.45m）
船舶番号、船舶所有者等	253-24546福井、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラの曲損、アウトドライブ取付け部の破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人8人を同乗させ、クルージングの目的で、敦賀港北方沖へ向けて同港の定係地を出発した。</p> <p>本船は、船長がフライングデッキの操縦席に腰を掛けて操船に当たり、敦賀市小崎南方沖を約12ノットの対地速力で北東進中、小崎南東方沖の暗岩（以下「本件暗岩」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が定係地のマリーナに携帯電話で救助を要請し、来援したマリーナ所属船にえい航されて定係地に帰った。</p> <p>船長は、本件暗岩の存在を知っていた。</p> <p>船長は、設備されたレーダー及びGPSプロッターを起動していなかったが、視界が良く、本件暗岩の存在を知っていたので、目視でも安全に航行できると思っていた。</p>
分析	本船は、小崎南東方沖を北東進中、船長がGPSプロッターを活用して船位の確認を適切に行わなかったことから、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長がGPSプロッターを活用して船位の確認を適切に行わなかったため、本船が本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣れた海域でもGPSプロッター等を活用し、船位の確認を行うこと。</li> </ul>